

小俣まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小俣まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、伊勢市小俣町及び野村町内に居住する市民及び所在する自治会、事業所、各種団体等をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、地域の課題を克服し、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進を目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) まちづくり計画の策定に関すること。
- (2) 健康、福祉及び子育て支援に関すること。
- (3) 防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 生活環境、自然環境の向上及び美化に関すること。
- (6) スポーツ、文化及びレクリエーションに関すること。
- (7) コミュニティ意識の醸成に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、伊勢市小俣町本町3番地の小俣老人福祉会館内に置く。

第2章 組織及び役員

(組織)

第6条 本会に総会、役員会及び委員会を置く。

(総会)

第7条 総会は、代議員制を導入し、別表に定める団体等から推薦又は選出した代議員をもって構成する本会の最高議決機関である。

- 2 定期総会は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の半数以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。
- 4 総会は、会長が招集し、委任状を含めた代議員の過半数の出席で成立する。
- 5 総会の議長は、総会において選出する。
- 6 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関する事項
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) 規約の制定、改廃に関する事項
- (5) その他重要な事項

7 この規約に特別の定めがある場合を除くほか、総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。代議員の中に欠員が生じたときには、補欠代議員の補充を行うことができる。ただし、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、第11条に規定する役員（監事を除く。）をもって構成する。

- 2 役員会は、定期開催する。なお、会長が必要と認めたとき、臨時に開催する。
- 3 役員会は、委任状を含めた役員会構成員の過半数の出席で成立する。
- 4 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 役員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事業の実施運営の基本的事項
 - (3) 緊急を要する重要事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項
- 6 前項第3号の事項を議決した場合、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。
- 7 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員会)

第10条 本会の事業を推進するため、総会の承認を得て委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 3 委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計管理者 1名

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務の運営に当たる。
- 4 監事は、本会の会計及び会務執行を監査し、総会にこれを報告する。
- 5 会計管理者は、本会の会計事務に当たる。

(役員を選出)

第13条 会長、副会長及び監事は、総会において代議員の互選で選出する。

- 2 理事及び会計管理者は、代議員の中から会長が指名し、総会で承認する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員を補充を行うことができる。ただし、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(参加)

第15条 本会に参加を置くことができる。

- 2 参加は、会長が役員会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 参加は、第3条の目的を達成させるため助言等を行うものとする。

第3章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名及び事務職員若干名で構成する。
- 3 事務局長及び事務職員は、役員会の承認を得て会長が任命する。
- 4 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 5 事務局の運営、事務局長及び事務職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件及び業務分担等に関する事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

第4章 財務

(会計)

第17条 本会の経費は、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第18条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第5章 その他

(規約の変更)

第19条 この規約を変更するときは、総会において出席した代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(情報の共有)

第20条 本会は、第2条に規定する本会の構成員（以下「構成員」という。）に対して本会の運営に関する情報を積極的に提供するとともに、構成員の意向把握など情報収集を図り、構成員との情報共有に努めるものとする。

- 2 予算及び決算報告については、毎年公表するものとする。
- 3 本会は、出納簿その他の帳簿を厳重に管理保管し、構成員から求めがあったときは、これを公開するものとする。

(補則)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年9月4日から施行する。
- 2 本会設立当初の代議員及び役員任期は、第8条及び第14条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第17条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

別表（第7条関係）

団体等	定数
自治会（区）	11人
老人クラブ	2人
民生委員・児童委員	3人
商工会	3人
体育文化芸術団体	7人
小・中学校PTA	6人
ボランティア等団体	1人
その他関係団体	7人
公募	10人

附則

- 1 平成 26 年 5 月 30 日開催の平成 26 年度定期総会において、規約第 2 条及び第 7 条の一部を改正する。

附則

- 1 平成 30 年 6 月 1 日開催の平成 30 年度定期総会において、規約第 7 条の別表を改正する。

別表（第 7 条関係）

団 体 等	定 数
自治会（区）	11 人
民生委員・児童委員	3 人
商工会	3 人
体育文化芸術団体	6 人
小・中学校	3 人
小・中学校PTA	6 人
ボランティア等団体	2 人
その他関係団体	6 人
公衆	10 人